

一般社団法人 愛媛県臨床工学技士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県臨床工学技士会（以下、本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛媛県新居浜市に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、臨床工学技士の職業を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、県民の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 臨床工学技士の資質及び教育の向上に関すること
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (4) 臨床工学技士に関する刊行物の発行及び調査研究
- (5) 内外関連団体との連帯交流に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に「一般社団法人・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し、且つ本会の目的に賛同する者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に顕著な功勞のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 第9条第4項に定める事由にて会員資格喪失した者が再入会する場合、未納となった会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第6条1号に規定する免許を失ったとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(7) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内(会長、副会長を含む)
- (2) 監事 2名以内

2 本会に会長1名、副会長2名を置き、会長を法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第15条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を遂行する。

(監事の職務・権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること
- (7) 理事が本会の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること

(8) その他認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第17条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補充により選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会の議決により、解任することができる。ただし、その役員に対し社員総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、本会が支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

- 第21条 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会員及び顧問)

- 第22条 本会に、名誉会員及び顧問をおくことができる。
- 2 名誉会員は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会員及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、本会が支払いをすることができる。
- 4 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 5 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 6 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 社員総会

(種類)

- 第23条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

- 第24条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第25条 社員総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員を選任および解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び会計決算報告
- (4) 事業計画及び会計予算案
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第26条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき

(招集)

第27条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が召集する。ただし、全ての会員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正社員が書面によって議決権を行使することとするときは、10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。

(書面表決等)

第31条 やむをえない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適応については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員は、社員総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告を要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 審議の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印をしなければならない。

(社員総会規則)

第34条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長の選定及び解散
 - (6) その他、社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
 - (4) 第16条の規定により、監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき

(召集)

第38条 理事会は、会長が召集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が召集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議をのべたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印をしなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第47条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

(経理の支弁)

第48条 本会の経費は、財産をもって支弁する

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を経て社員総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第52条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権3分の2以上の議決により解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、社員総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付する。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第9章 事務局

(設置)

- 第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局長は、理事をもってあてることができる。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 付則

(委任)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

- 第56条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

- 第57条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の設立の日から平成24年3月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第48条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

- 第58条 本会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

| | |
|---------|--------|
| 設立時理事 | 田邊 芳郎 |
| 設立時理事 | 永見 一幸 |
| 設立時理事 | 濱田 覚 |
| 設立時理事 | 青木 究 |
| 設立時理事 | 石川 健仁 |
| 設立時理事 | 稻荷 慎太郎 |
| 設立時理事 | 井上 陽子 |
| 設立時理事 | 高瀬 和則 |
| 設立時理事 | 成高 有哉 |
| 設立時代表理事 | 田邊 芳郎 |
| 設立時監事 | 清水 俊行 |
| 設立時監事 | 長野 準也 |

- 2 前項の者の任期は、第17条第1項及び第2項の規定に関わらず、本会の設立の日から平成24年度の定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

| | | | |
|-------|---|----|--------|
| 設立時社員 | 1 | 住所 | 愛媛県今治市 |
| | | 氏名 | 田邊 芳郎 |
| | 2 | 住所 | 愛媛県今治市 |
| | | 氏名 | 堀田 修平 |

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛媛県臨床工学技士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年6月14日

設立時社員 田邊 芳郎 印

設立時社員 堀田 修平 印

この定款は、令和2年6月7日に一部改正、施行する。